

須坂市市有施設耐震化整備プログラム

2021年（令和3年）3月改訂
須 坂 市

目 次

1	プログラム策定の目的	1 頁
2	耐震対策の経過	1 頁
3	耐震化を進める対象建築物	1 頁
4	耐震診断及び耐震改修の計画	3 頁
5	その他	5 頁

1 プログラム策定の目的

「須坂市耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）で定める市有施設の耐震化を計画的に進め、大規模地震発生時における被害軽減を図ることを目的として、耐震対策のスケジュール・目標及び耐震化の方法等基本的な事項を定めます。

2 耐震対策の経過

近年、新潟県中越地震（平成 16 年（2004 年）10 月、震度 7）、福岡県西方沖地震（平成 17 年（2005 年）3 月、震度 6 弱）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年（2008 年）6 月、震度 6 強）など大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成 23 年（2011 年）3 月、震度 7）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も熊本地震（平成 28 年（2016 年）4 月、震度 7）、北海道胆振東部地震（平成 30 年（2018 年）9 月、震度 7）など大地震が頻発しており、さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年（2018 年）6 月、震度 6 弱）においては塀に被害が発生しました。

長野県内においても、長野県北部地震（平成 23 年（2011 年）3 月、震度 6 強）、長野県中部地震（平成 23 年（2011 年）6 月、震度 5 強）、さらに長野県神城断層地震（平成 26 年（2014 年）11 月、震度 6 弱）が発生するなど、大地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況となっており、平成 18 年（2006 年）1 月及び平成 25 年（2013 年）11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

市では、平成 20 年（2008 年）3 月に促進計画を策定（令和 3 年（2021 年）3 月改訂）し、その中で、学校、庁舎等の公共建築物は、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められるとの認識のもと、耐震化を率先して進め、令和 7 年度（2025 年）までの耐震化目標を 100%（促進計画の第 1 の 4 の（2）「市有施設の耐震化の現状と目標」による。）と定め、目標達成に向け取り組んでいます。

3 耐震化を進める対象建築物

（1）耐震化の方法等

昭和 56 年（1981 年）6 月の建築基準法改正以降の基準（新耐震基準）により建設された建築物は、概ね震度 6 強の地震に対して安全とされています。したがって、それ以前の基準（旧耐震基準）で建設されたものについて耐震診断を実施し、安全性が低いと判定されたものは、耐震改修を実施し、地震に対する安全性を確保する必要があります。

なお、改修が困難な場合には、建替え、除却又は用途変更等により耐震化を進めます。

（2）対象建築物の範囲

市有施設の耐震化については、促進計画に基づき、耐震性の確保を図る防災対策上で重要な拠点となる災害拠点施設（表 2、3）及び特定既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条の規定による建築物。ただし、表 3 に掲げる建築物と重複するものを除く。表 4 参照。）のうち、旧耐震基準による建築物（建替え又は用途廃止予定のものを除く。）を対象として耐震診断を実施し、耐震基準に満たないものの耐震化を進めます。

なお、促進計画に定める市営住宅の耐震化（促進計画の第1の4の（4）「市営住宅の耐震化の現状及び目標」の中で令和7年度（2025年）までに耐震化率を100%にすることとしている。）については、このプログラムとは別途に進めます。

また、促進計画で位置付けている施設以外についても順次計画を策定し、令和7年度（2025年）以降に耐震化を進めます。

表2

<p>災害拠点施設とは、「災害応急対策」に必要な災害対策基本法第50条の各号に掲げる事項を行う施設をいう。</p> <p>〈災害対策基本法第50条（要旨）〉</p> <p>(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項</p> <p>(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(ク) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(ケ) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>

表3 災害拠点施設（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類）

施設用途	分類
①庁舎 災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設	Ⅰ類
②病院 救急医療活動を行う施設	Ⅰ類
③小中学校校舎及び体育館 避難施設	Ⅰ類
④須坂市地域防災計画に位置付けられた避難施設 避難施設	Ⅱ類
⑤社会福祉施設（④と重複するものを除く。） 災害時要援護者のための施設	Ⅲ類
⑥体育館（④と重複するものを除く。） 多数の者が利用する施設	Ⅲ類

表4 特定既存耐震不適格建築物（Ⅲ類）

施設用途	分類
多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（災害拠点施設と重複するものを除く。） 多数の者が利用する一定規模以上の建築物	Ⅲ類

（3）対象建築物の現況

市有施設のうち、防災上重要な災害拠点施設及び特定既存耐震不適格建築物の棟数の合計は140棟、そのうち、令和7年度（2025年）までの耐震対策の対象と

する旧耐震基準の建築物は 77 棟（表 5）となります。77 棟のうち、令和 2 年度（2020 年）末までに耐震診断、耐震改修を実施した棟数は 72 棟（表 6）です。

表 5 耐震対策の対象建築物

区 分		市有施設のうち防災上重要な災害 拠点施設及び特定既存耐震不適格 建築物の棟数	
昭和 56 年 5 月以前の耐震基準の建築物		77	
	災害拠点施設	77	77
	特定既存耐震不適格建築物 (災害拠点施設と重複するものを除く)	0	
昭和 56 年 6 月以降の耐震基準の建築物		63	
	災害拠点施設	63	63
	特定既存耐震不適格建築物 (災害拠点施設と重複するものを除く)	0	
市有施設の合計		140	

表 6 耐震対策の現況

区 分		棟 数	
耐震診断未実施		6	77
	うち改修、建替え済 (A)	6	
耐震診断実施済 (B) + (C) + (D)		71	72 (A) + (B) + (C)
	耐震性あり (B)	19	
	耐震性なし	52	
	改修済 (C)	47	
	改修未実施 (D)	5	

4 耐震診断及び耐震改修の計画

(1) 耐震診断及び耐震改修の優先順位区分等

今後、耐震改修を実施していない建築物 5 棟については、耐震化の促進を図るため、表 7 のとおり用途上の優先順位区分を設定し、財源負担を考慮した上で目標年度を定め、基本的には耐震性の低いものから耐震改修を進めます。

表7 耐震診断及び耐震改修の用途上の優先順位

順位	区 分				保有すべき耐震性能の基準	棟数	計画年度	
							耐震診断	耐震改修
1	I類	災害拠点施設	・市庁舎	・災害応急対策の指揮、情報伝達を行う施設	大規模地震発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え、機能確保を図る	3	H18～21	H18～R7
	I類		・県立病院	・救急医療活動を行う施設		—		
	I類		・小中学校校舎及び体育館	・避難施設に指定された学校施設		79		
2	II類		・須坂市地域防災計画に位置付けられた避難施設	・避難施設に指定された学校以外の施設		大規模地震発生時に人命の安全確保を図る。	57	
		III類	・社会福祉施設（避難施設を除く。）	・災害時要援護者のための施設	0		—	
III類	・体育館（避難施設を除く。）		・多数の者の利用する施設	0				
III類	不特定既存耐震不適格建築物			・多数の者の利用する特定既存耐震不適格建築物（災害拠点施設を除く。）	1			
合 計						140		

(2) 耐震改修における耐震性能の目標値

災害拠点施設のうち、I類又はII類に該当するものについては、地震災害時に一定の機能を確保するため、表8のとおり割増補強（災害拠点施設の機能を確保するため安全率を上乗せし補強を行うこと。）を行います。

表8 割増係数

分類	割増係数
I類、II類	1.25
III類	1.00

(3) 耐震改修を行う対象建築物

耐震診断の結果、評価値※が目標値未満のものについて耐震化を進めます。

※ I_s (建築物の構造体の耐震性能をあらわす指標値) / 0.6 (E_s : 耐震判定基本指標)

(4) 耐震改修の進め方

ア 耐震改修は、財政事情を考慮して計画的に行うものとし、建築物ごとに構造的特性や市民の利便性等に配慮して効率的に行います。

イ 建築物の構造体（躯体）コンクリートの推定強度が規定値より低い場合や耐震改修の施工が極めて困難な場合などにおいては、目標とする耐震性能の向上に必要な補強のほか、建築物の機能性や効率性、耐用年数等を含めて検討し、耐震改修を行うことが合理的でない場合には管理方針の見直し（建替え等の検討）を随時行います。

5 その他

(1) プログラムの見直し及び公表

このプログラムは、毎年内容の精査を行い、必要に応じて見直しを検討します。耐震診断が未実施の建築物については耐震性能が判明し次第、耐震化の計画に反映させます。

また、このプログラムの公表については、見直しを行ったときに行います。

(2) 耐震診断結果等の公表

この公表は、診断の結果と今後の対応について、市民との耐震化の情報を共有する中で、災害時における安全・安心の確保を図ることを目的として行います。

また、対象建築物（施設及び棟ごと）の耐震診断結果及び耐震化の進捗状況については、毎年度末の状況を速やかに公表します。

なお、市有施設のうち、令和7年（2025年）度までに耐震化を進める「災害拠点施設」及び「特定既存耐震不適格建築物」140棟のうち、昭和56年（1981年）6月以降に建設された63棟は建設時に現行の耐震基準を満たしているため、昭和56年（1981年）5月以前に建設された77棟の耐震化の状況を別紙「耐震化状況一覧表」のとおり公表します。